幹部自衛官の経歴管理に関する達

昭和 47 年６月 29 日
陸上自衛隊達第 21―１号

改正　昭和 57 年４月 30 日達第 122―119 号　昭和 57 年４月 30 日達第 122―119 号
昭和 59 年６月 26 日達第 122―122 号　昭和 59 年６月 26 日達第 122―122 号
平成９年１月 17 日達第 122―132 号　平成９年１月 17 日達第 122―132 号
平成 10 年３月 20 日達第 122―136 号　平成 10 年３月 20 日達第 122―136 号
平成 11 年３月 25 日達第 122―151 号　平成 11 年３月 25 日達第 122―151 号
平成 12 年３月 27 日達第 122―158 号　平成 12 年３月 27 日達第 122―158 号
平成 22 年３月 15 日達第 21－１－１号　平成 28 年３月 23 日達第 122－276 号
平成 30 年３月 27 日達第 122－291 号　令和６年３月 21 日達第 21―1―2 号

陸上自衛隊幹部人事経歴管理準則（昭和 30 年陸上自衛隊達第 21―１号）の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 中村 龍平

幹部自衛官の経歴管理に関する達

目次

第１章 総則（第１条・第２条）
第２章 経歴管理の一般要領（第３条―第６条）
第３章 補職（第７条―第９条）
第４章 入校等（第 10 条・第 11 条）
附則
別表 職種等別経歴管理の標準

第１章 総則

（目的）

第１条　この達は、３等陸尉から２等陸佐までの幹部自　衛官の経歴管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

２　３等陸尉から２等陸佐までの幹部自衛官の経歴管理は、任命権に関する訓令（昭和 36 年防衛庁訓令第４号）、任命権行使の細部要領に関する達（陸上自衛隊達第 21―７号）及び陸上自衛官人事業務規則（陸上自衛隊達第 21―６号）によるほかこの達による。

（定義）

第２条　この達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　「経歴管理」とは、任命権の行使に当たる者が補職（補職先における配置指定を含む。以下同じ。）又は入校等（部隊等において実施する集合教育への参加を含む。以下同じ。）を計画的に管理することをいう。
（２）「各分野」とは計画的な人材育成が必要となる特技職等の総称をいう。
（３）　「専門家」とは部内外研修等を含んだ各分野における補職を主体として管理する者をいう。

第２章 経歴管理の一般要領

（経歴管理の重点）

第３条　経歴管理は、職種部隊等における勤務を経験させることを重視して実施するものとし、その標準は、別表に定めるところによる。ただし、幹部自衛官として当該階級に任用されたときの年齢又は特有技能等から別表により難い者については、別表及び第４条以下の規定の趣旨を体して、おのおの個人の経験及び能力に適合するようにその経歴を管理するものとする。

（幹部任官から１等陸尉の期間の経歴管理）

第４条　幹部任官から１等陸尉の期間は、幹部としての基本的な訓練を施し、これを実務に生かして発展させ、かつ、自己の職種及び母隊等に誇りを持たせるとともに特技課程等に入校させ、職種幹部としての基礎を形成する期間であり、通常通算４年以上職種部隊等（努めて同一部隊等とする。）において各種の勤務を経験させることにより経歴を管理するものとする。

（１等陸尉から２等陸佐の期間の経歴管理）

第５条　１等陸尉から２等陸佐の期間は、任務遂行の原動力として職務を遂行するとともに、当該職種等あるいは分野において高度な能力を体得させ伸展させる期間であり、個人の経験、能力及び勤務成績等を勘案しつつ経歴を管理するものとし、職種部隊指揮官（基礎となる部隊の長等）・幕僚、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、陸上総隊司令部、方面総監部、師・旅団司令部等において勤務させるものとする。

（経歴管理上の留意事項）

第６条　経歴管理に当たっては、部隊等における実務を基礎とし、学校教育及び自己研さんとあいまって個人の識能を高め、その経験及び能力に応じて人材の活用を図るため、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

（１）　公正を主眼とし、組織上の必要性と個人の経験及び能力をふん合させる。
（２）　学歴、昇任年次及び課程・研修等の種別又は修業成績等のみにとらわれることなく、個人の勤務成績、将来の伸展性及び希望等を適正に評価し、異種の職務への補職、漸進的に責任の重い職務への補職及び入校等を総合的に考慮して個人の識能の向上を図る。この際、未経験の職務への補職を行って個人を育成することも十分考慮する。
（３）　出動時、その他緊急時における補職を考慮する。

第３章 補職

（補職一般の要領）

第７条　補職一般の要領は、次の各号に掲げるところによる。

（１）　同一職務の勤務期間は、３年を標準とする。ただし、陸尉の間にあっては、職種部隊等において各種の経験を得させるため、別表に示す中隊長職にある場合を除き、期間を短縮して積極的に補職の変更を行う。

（２）　ＡＧｐ幹部（一般幹部候補生（部内から選抜した者を除く。）出身者をいう。）は３佐昇任時、ＢＧｐ幹部（部内選抜の一般幹部候補生及び飛行幹部候補生出身者をいう。）は１尉昇任時までに管理の方向性を判定して各分野にインプットし、実務経験及び留学・研修等を積み重ねる。

（３）　駐屯地相互の異動を伴う補職は、努めて年度ごとに示す定期異動の時期に実施する。

（指揮官職への補職）

第８条　職位の数が限定されている指揮官職への補職に当たっては、将来の伸展性が大きいと判断される適任者を優先し、その期間は、おおむね２～３年を標準とするものとする。

（特別な職務への補職）

第９条　特別な職務への補職は、次の各号に掲げるところによる。

（１）　内部部局、施設等機関、統合幕僚監部、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部（通信情報業務従事者を除く。）、防衛監察本部、地方防衛局、防衛装備庁又は他の官庁等への派遣等は、防衛駐在官の場合を除き２年を標準とし、やむを得ない場合においても３年を超えないものとする。

（２）　地方協力本部への補職を重視し、３等陸佐以下の期間において、これを経験させるように努める。

（３）　調達関係の同一職務への補職は、連続して３年を超えないものとする。

第４章　入校等

（学生及び研修生の入校等）

第 10 条　陸上幕僚長の選考にかかわる学生又は研修生の入校等については、別に示すところによる。

（入校等の制限）

第 11 条　学生及び研修生の選考に当たっては、各種の課程の教育、集合教育又は研修（以下「課程等」という。）のうち、期間が約 10 週を超えるものへの入校等の間隔は、１年以上とするものとする。ただし、必要課程、語学課程又は専門家になるために不可欠の課程等については、この限りでない。

２　別表に示す職務にある者の入校等は、それぞれの最少勤務期間を経過していない場合には、通常行わないものとする。ただし、当該職務に密接に関係があり、かつ、入校等の期間が約 10 週を超えない課程等又はレンジヤー課程のうちいずれか１課程等を履習させる場合は、この限りでない。

附　則

この達は、昭和 47 年７月１日から施行する。ただし、昭和 46 年度以前に幹部自衛官に任用された者については、この達を準用するものとする。

附　則（昭和 57 年４月 30 日陸上自衛隊達第 122―119 号）

１　この達は、昭和 57 年４月 30 日から施行する。

２　この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

３　この達施行の際現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 59 年６月 26 日陸上自衛隊達第 122―122 号）

この達は、昭和 59 年７月１日から施行する。

附 則（平成９年１月 17 日陸上自衛隊達第 122―132 号）

この達は、平成９年１月 20 日から施行する。

附 則（平成 10 年３月 20 日陸上自衛隊達第 122―136 号）

この達は、平成 10 年３月 26 日から施行する。

附 則（平成 11 年３月 25 日陸上自衛隊達第 122―151 号）

１　この達は、平成 11 年３月 29 日から施行する。（ただし書略）

２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 12 年３月 27 日陸上自衛隊達第 122―158 号抄）

１　この達は、平成 12 年３月 28 日から施行する。（ただし書略）

３　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 15 年３月 25 日陸上自衛隊達第 122―183 号）

この達は、平成 15 年４月１日から施行する。

附 則（平成 16 年３月 29 日陸上自衛隊達第 122―192 号抄）

１　この達は、平成 16 年３月 29 日から施行する。ただし、第１条及び第３条から第７条までの規定は、同年４月１日から施行する。

３　この達の施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 18 年７月 28 日陸上自衛隊達第 122―212 号抄）

１　この達は、平成 18 年７月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 11 月 22 日陸上自衛隊達 122―223 号）

この達は、平成 19 年 11 月 23 日から施行し、同年９月１日から適用する。

附 則（平成 20 年３月 28 日陸上自衛隊達 122―225 号）

この達は、平成 20 年４月１日から施行する。

附 則（平成 21 年２月３日陸上自衛隊達第 122―230 号）

この達は、平成 21 年２月３日から施行する。

附 則（平成 22 年３月 15 日陸上自衛隊達第 21－１－１号）

この達は、平成 22 年３月 26 日から施行する。

附 則（平成 28 年３月 23 日陸上自衛隊達第 122-276 号）

この達は、平成 28 年４月１日から施行する。

附則（平成 30 年３月 27 日陸上自衛隊達第 122-291 号）

この達は、平成 30 年３月 27 日から施行する。

附則（令和６年３月 21 日陸上自衛隊達第 21－1－2 号）

この達は、令和６年４月１日から施行する。

別表

職種等別経歴管理の基準

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">職種等</th><th colspan="2">陸尉</th><th colspan="2">陸佐</th></tr>
<tr><th>２・３尉</th><th>１尉</th><th>３佐</th><th>２佐</th></tr>
<tr><td colspan="2">普通科</td><td>○普通科部隊の小隊長を２年以上経験させる。</td><td>普通科部隊勤務又は機甲科偵察部隊の小隊長を２年以上経験させる。</td><td colspan="2">普通科部隊（やむを得ない場合には、師団司令部、旅団司令部、団本部、教育部隊又は業務隊）勤務を通算３年以上経験させる。特に最小限２年は普通科部隊の３佐職中隊長を経験させるように努めるとともに、普通科連隊副連隊長、第３科長等の２佐職ポストへの補職に配慮する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">機甲科</td><td>○戦車小隊長又は偵察部隊の偵察班（小隊）長を２年以上経験させる。
○努めて戦車部隊と偵察部隊を交差して補職する。</td><td>戦車中隊長又は偵察小隊長を２年以上経験させる。</td><td colspan="2">機甲科部隊（やむを得ない場合には、師団司令部、旅団司令部、団本部、教育部隊又は業務隊）勤務を通算３年以上経験させる。特に機甲科部隊指揮官を経験させるように努める。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特科</td><td>野戦特科</td><td>○射撃中隊の前進観測班長又は射撃小隊長を２年以上経験させる。</td><td>野戦特科部隊勤務を２年以上経験させる。
特に射撃中隊長を経験させるように努める。</td><td colspan="2">野戦特科部隊（やむを得ない場合には、師団司令部、旅団司令部、団本部、教育部隊又は業務隊）勤務を通算３年以上経験させる。
特に野戦特科部隊指揮官を経験させるように努めるとともに砲種が異なる部隊を交差して補職する。</td></tr>
<tr><td>高射特科（ホーク・中ＳＡＭ関係部門を除く。）</td><td>○高射特科部隊の射撃小隊長を２年以上経験させる。</td><td>高射特科部隊の中隊長を２年以上経験させる。
ホーク・中ＳＡＭ部隊勤務を経験させるよう努める。</td><td colspan="2">高射特科部隊（やむを得ない場合には、その他の特科部隊、師団司令部、旅団司令部、団本部、教育部隊又は業務隊）勤務を通算３年以上経験させる。特に高射特科部隊指揮官を経験させるように努める。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>ホーク・中ＳＡＭ関係</td><td>〇ホーク・中ＳＡＭ部隊の副射撃小隊長を２年以上経験させる。</td><td>ホーク・中ＳＡＭ部隊の射撃小隊長を２年以上経験させる。
ホーク・中ＳＡＭ部隊以外の勤務を経験させるよう努める。</td><td>ホーク・中ＳＡＭ部隊（やむを得ない場合には、その他の特科部隊、師団司令部、旅団司令部、団本部、教育部隊又は業務隊）勤務を通算３年以上経験させる。特にホーク・中ＳＡＭ部隊指揮官を経験させるように努める。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">情報科</td><td>Ａグループ</td><td colspan="2">〇戦闘職種部隊勤務間に、当初小隊長として勤務し、特技課程等履修後は情報幹部等の情報関連ポストを経験させる。
じ後、ＡＯＣ入校１年前に方面隊、師・旅団の情報処理部隊等の情報科部隊・機関で勤務、あるいは語学課程へ入校させる。</td><td rowspan="2">情報科部隊、方面総監部情報部、師・旅団司令部第２部、情報本部等（やむをえない場合には、師団司令部、旅団司令部の共通職、教育部隊又は業務隊）勤務を通算２年以上経験させる。</td></tr>
<tr><td>Ａグループ以外</td><td>〇 情報科部隊の係幹部等を２年以上経験させる。</td><td>それぞれの特技に応じた、情報科部隊等の係幹部又は班長等を２年以上経験させる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">航空科</td><td>操縦</td><td colspan="2">航空科部隊の航空操縦士として５年以上勤務させる。この間において団本部以上の本部・司令部勤務及び学校勤務は通算４年を超えないものとする。
特にＡＧｐ操縦士は機長資格の取得に留意する。</td><td>１　航空科部隊指揮官を２年以上経験させるように努める。

２　旅団司令部以上の司令部勤務を２年以上経験させるように努める</td></tr>
<tr><td>管制等</td><td colspan="2">専門的識能の向上のため、航空科部隊の管制、気象、整備又は通信職域の班長（係幹部）を２年以上経験させる。</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">施設科</td><td>○施設科部隊の小隊長を２年以上経験させる。</td><td>施設科部隊の中隊長を２年以上経験させる。</td><td rowspan="2">施設科部隊（やむを得ない場合には、師団司令部、旅団司令部、団本部、補給統制本部又は補給処）勤務を３年以上経験させる。特に施設科部隊指揮官を経験させるように努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">努めて国際平和協力活動等への派遣を経験させる。</td></tr>
<tr><td>システム通信科</td><td>○システム通信科部隊の小隊長を２年以上経験させる。</td><td>システム通信科部隊の中隊長又は部隊幕僚を２年以上経験させるように努める。</td><td>システム通信科部隊（やむを得ない場合には、師団司令部、旅団司令部、団本部、補給統制本部又は補給処）勤務を３年以上経験させる。特にシステム通信科部隊指揮官を経験させるように努める。</td></tr>
<tr><td>武器科</td><td>武器科部隊（後方支援隊の大隊、後方支援連隊の整備大隊及び高射直接支援隊を含む。以下同じ）の班長等を２年以上経験させる。</td><td>武器科部隊の小隊長等を２年以上経験させるように努める。
職種部隊での勤務後、師・旅団司令部及び後方支援連隊本部等への補職を重視する。</td><td>武器科部隊、補給統制本部、補給処又は方面隊以下の司令部・本部勤務を３年以上経験させる。特に武器科部隊指揮官又は弾薬支処長を経験させるように努める。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">需品科</td><td>需品科部隊（後方支援隊の大隊、後方支援連隊の整備大隊を含む。）の小隊長を２年以上経験させる。</td><td>需品科部隊の中隊長又は部隊幕僚を２年以上経験させる。
職種部隊での勤務後、師・旅団司令部及び後方支援連隊本部等への補職を重視する。</td><td rowspan="2">需品科部隊、補給統制本部、補給処又は方面隊以下の司令部・本部勤務を３年以上経験させる。特に需品科部隊指揮官又は燃料支処長を経験させるように努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務隊等の補給科勤務、特に給養幹部を経験させるように努める。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">輸送科</td><td>輸送科部隊の小隊長を２年以上経験させる。</td><td>輸送科部隊の中隊長又は部隊幕僚を２年以上経験させるように努める。
職種部隊での勤務後、師・旅団司令部及び後方支援連隊本部等への補職を重視する。</td><td rowspan="2">輸送科部隊、補給統制本部、補給処又は方面隊以下の司令部・本部勤務を３年以上経験させる。特に輸送科部隊指揮官を経験させるように努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">業務隊等の輸送幹部を経験させるように努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">化学科</td><td colspan="2">化学科部隊、補給処又は化学学校勤務を２年以上経験させる。</td><td>方面隊以下の司令部・本部又は補給処勤務を３年以上経験させる。特に師団司令部又は旅団司令部勤務を経験させるように努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">警務科</td><td>警務科部隊の付幹部を２年以上経験させる。</td><td>直接支援保安警務隊長又は部隊幕僚を２年以上勤務させる。</td><td rowspan="2">警務科部隊指揮官又は方面隊以下の司令部・本部勤務を３年以上経験させる。特に地区警務隊長又は方面総監部勤務を経験させるよう努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区警務隊の派遣隊長を２年以上経験させる。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">会計科</td><td colspan="2">会計隊の班長を２年以上経験させる。</td><td>会計科部隊、補給統制本部、補給処、師団司令部又は旅団司令部勤務を３年以上経験させる。特に師団司令部会計課長又は旅団司令部会計課長を経験させるように努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">会計隊長を２年以上経験させる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">衛生科</td><td>衛生官</td><td>○衛生科部隊の小隊勤務を２年以上経験させる。</td><td>職種部隊での勤務後、師・旅団司令部及び後方支</td><td>衛生科部隊、補給統制本部、補給処、師団司令部又は旅団司令部勤務を３年以上経験させる。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td>援連隊本部等への補職を重視する。
　薬剤官、放射線技師及び臨床検査技師は、病院勤務を２年以上経験させるように努める。</td><td></td></tr>
<tr><td>医官</td><td rowspan="2">約２年間、初任実務研修を行わせる。</td><td colspan="2">　病院等において２年以上の臨床経験をさせる。</td></tr>
<tr><td>歯科医官</td><td colspan="2">　衛生科部隊又は業務隊等衛生科勤務を２年以上経験させるように努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">音楽科</td><td>　中央音楽隊勤務を約２年経験させる。</td><td></td><td>　方面音楽隊長を２年以上経験させる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">適用</td><td colspan="3">１　○印を付した職務は、幹部初級課程修了に引き続いて経験させることが望ましい職務とし、補職に先だち約 10 週を超える特技課程等の履習を必要とする職務を含まない。
２　○印を付した職務への補職期間においては、期間を限定しつつ努めて新隊員課程の教官を経験させるものとする。ただし、期間が通算６箇月以上の勤務又は教育部隊へ補職替えすることは、前項職務の最少勤務期間が経過した以降にすることが望ましい。
３　中隊長とある場合は、相当する付隊長、隊長及び１尉職の小隊長を含む。</td></tr>
</table>